

重大事故防止マニュアル

きりん保育園

令和 5 年度作成

(1) 午睡

- ・照明は、睡眠時の乳幼児の顔色が観察できるくらいの明るさを保つ
- ・乳幼児のそばを離れない。機器の使用の有無にかかわらず、必ず職員がそばで見守る。
- ・仰向け寝を徹底する（医師がうつぶせ寝を勧める場合を除く）
- ・午睡（睡眠）時チェックをきめ細やかに行い、必ず1人1人5分毎に記録する
- ・体調不良等いつもと違う様子の際は特に注意してチェックする
- ・薄着厚着をさせすぎない、令暖房を効かせすぎない、
- ・保護者と緊密なコミュニケーションを取る
- ・新年度、長期休み明けの時期や体調不良明け時には特に注意して、家庭でのお子さんの様子、睡眠時の癪、体調等を保護者から聞き取るとともに、保育園でのお子さんの様子もきめ細やかに報告する。気になることはお互いに話し合い、睡眠時間については毎日報告する。
- ・やわらかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。
- ・ヒモ、またはヒモ状のもの（例えば、よだれかけのヒモ、ふとんカバーの内側のヒモ、）を置かない。
- ・口の中に異物がないか確認する。
- ・ミルクや食べたもの等の嘔吐物がないか確認する。

(2) 食事

食事提供の流れ

- ①児童が使用するテーブルは消毒を行う。
- ②アレルギー児のみ別テーブルにする等配慮する。職員は食物アレルギー児が食べ終わるまでそばを離れない。
- ③食事前には全生徒、職員共に手洗いを行う。
- ④食事中に他児のものを食べたり、拾い食いをしたりしないように気をつける。
- ⑤小まめに水分補給を行うよう促す。
- ⑥誤嚥防止の為、児童にはよく噛んで食べるよう指導する
- ⑦こぼしたものが服について落ちることもあるので、食後服を払うなどして必ず点検する。
- ⑧食事終了後は机と椅子及び部屋の隅々まで掃除と除菌をし、子ども目線で点検する。

弁当/おやつ受け取り後の管理

- ・弁当に関しては、各クラスにて保管する。その際、置き場所、室温設定など安全、衛生に十分配慮する。

(3) 水遊び・プール

使用の可否

- ・園児の健康状態（感染症の流行、発熱、疲労、睡眠時間、空腹、食事の直後等）を考慮し、プール遊びを行う。

衛生の確保

- ・ビニールプール内、ビニールプールの周りは常に危険物、障害物が無いように注意する。
(児童の転倒等に十分に注意し、ビニールプールの下にはソフトマットを設置)

園児への配慮

- ・保護者に水遊び時期には再度健康状態（熱、咳、下痢、目の充血等）、皮膚の状態（とびひ、水イボがつぶれていないか等）、爪の状態を確認してもらう。
- ・プールに入る前後には、必ず人数確認をする。
- ・園児に注意事項を説明する。
 - ビニールプールのふちは登らない、腰かけない。 □他の園児を押さない。 □走らない。
 - プールの水を飲まない。 □プール内で排泄をしない。 □十分な水分補給。

プール使用時の注意事項

- ・浅い水深（5cm）であっても鼻と口が水没し溺死するリスクがある事をスタッフに再度周知する。
- ・事前に園児の健康状態（熱、感染症、湿疹、内服等の有無）、爪の状態、保護者のプール入水希望有無を確認する。
- ・職員の体制が整っているか。（園児の年齢等をふまえ、大勢で入水する場合は、常時2名以上の監視者を配置する）
- ・監視者は入水せず、全域をくまなく監視することに専念する。
- ・プールで一斉に活動する人数は、園児の年齢、プールの大きさ等をふまえ、十分に考慮する。
- ・持ち場を離れる時は、必ず他の保育士に声をかける。（許可、了解を得る。）
- ・園児から目を離さない。
- ・遮光ネット等日陰を確保するなどの熱中症対策に配慮する。
- ・万が一の事態に備え、監視者は常に電話を持ち素早く連絡が取れる態勢を確立する。
- ・意識を失っているもの等を見た場合、直ちに119番通報を行う。
- ・水遊び終了後、速やかに水を抜き、側面・底面を清掃する。

水遊びを行う場合の留意点等

- ・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように役割分担を明確にする。
- ・事故を未然に防止するため、水遊びに関わる職員に対して、園児の水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて事前教育を十分に行う。
- ・職員に対して、心肺蘇生を始めとした応急手当等について教育の場を設ける。
また、一刻を争う状況にも対処できるように119番通報を含め緊急事態への対応を整理し共有しておくとともに、緊急時にそれらの知識や技術を実践することができるよう日常において訓練を行う。
- ・水遊びを行う場合に、園児の安全を最優先するという認識を管理者・職員が日頃から共有する。

(4) 園外活動における安全管理の取組

目的地の選定

- ・園児の心身の発達段階に見合った目的地、経路、時間を選定する。
- ・当園で定めた交通経路を使用し交通の状況によっては、より安全な経路を選択する。
- ・当日の天候や状況の変化に合わせて目的地の変更も含め検討する。
- ・園庭の遊具の設備確認をする。(劣化や破損等ないか)

目的地での活動内容

- ・子どもの心身の発達段階を踏まえ安全に留意し、目的に合った活動をする。
- ・散歩等の園外活動を行うことは子供が身近な自然や地域社会の人々の生活に触れ、豊かな体験を得る機会を設ける。

園庭で活動する際の配慮

- ・活動にふさわしい衣服を着ているか確認する。
- ・子どもの体調を把握する。
- ・トイレに行くよう声を掛ける。
- ・水筒、帽子の着用確認をする。
- ・散歩用リュック(救急箱・ゴミ袋・ティッシュペーパー)を用意し、持ち物の点検をする。
- ・出発時、到着時には必ず生徒の人数確認をする。
- ・危険箇所、遊べる範囲、遊具の使い方やマナー等を保育士同士で確認し子どもに話をする。
- ・保育士は、立ち位置や役割を決め連携を取りながら保育に当たる。
- ・トイレに行くときは必ず保育士が付いて行き、トイレ内の安全を確認する。
- ・小まめに水分補給をさせる。

徒步で移動する場合の配慮

- ・活動にふさわしい衣服を着ているか確認する。
- ・子どもの体調を把握する。
- ・トイレに行くよう声を掛ける。
- ・水筒、帽子の着用確認をする。
- ・散歩用リュック(救急箱・携帯電話・ゴミ袋・ティッシュペーパー)を用意し、持ち物の点検をする。
- ・必ず複数の保育士で引率する。
- ・出発時、到着時には必ず生徒の人数確認をする。
- ・保育士は先頭と最後尾を基本とし、全体に目配りし、保育士が車道側を歩く。
- ・移動中も引率漏れがないように、常に子供の行動に注意する。
- ・出発後、止むを得ず行き先、経路などを変更する場合は、必ず園に報告する。
- ・危険箇所、遊べる範囲、遊具の使い方やマナー等を保育士同士で確認し子どもに話をする。
- ・保育士は、立ち位置や役割を決め連携を取りながら保育に当たる。
- ・トイレに行くときは必ず保育士が付いて行き、トイレ内の安全を確認する。
- ・暑いときは、水分補給をさせる。
- ・不審者がいないか、常時目を配る。不審者と思われる人がいた場合、速やかにその場を離れ、必要に応じて 110 番 通報をする。

日頃の行動・備え

- ・行き先や経路の変更、その他必要に応じて園に連絡を入れることを習慣付けておく。
- ・万一の事故に備え、緊急時の行動を確認しておく。
- ・園長は常に連絡が取れるようにしておく。
- ・園長が不在の場合でも慌てず対応する。

園外での事故後の対応

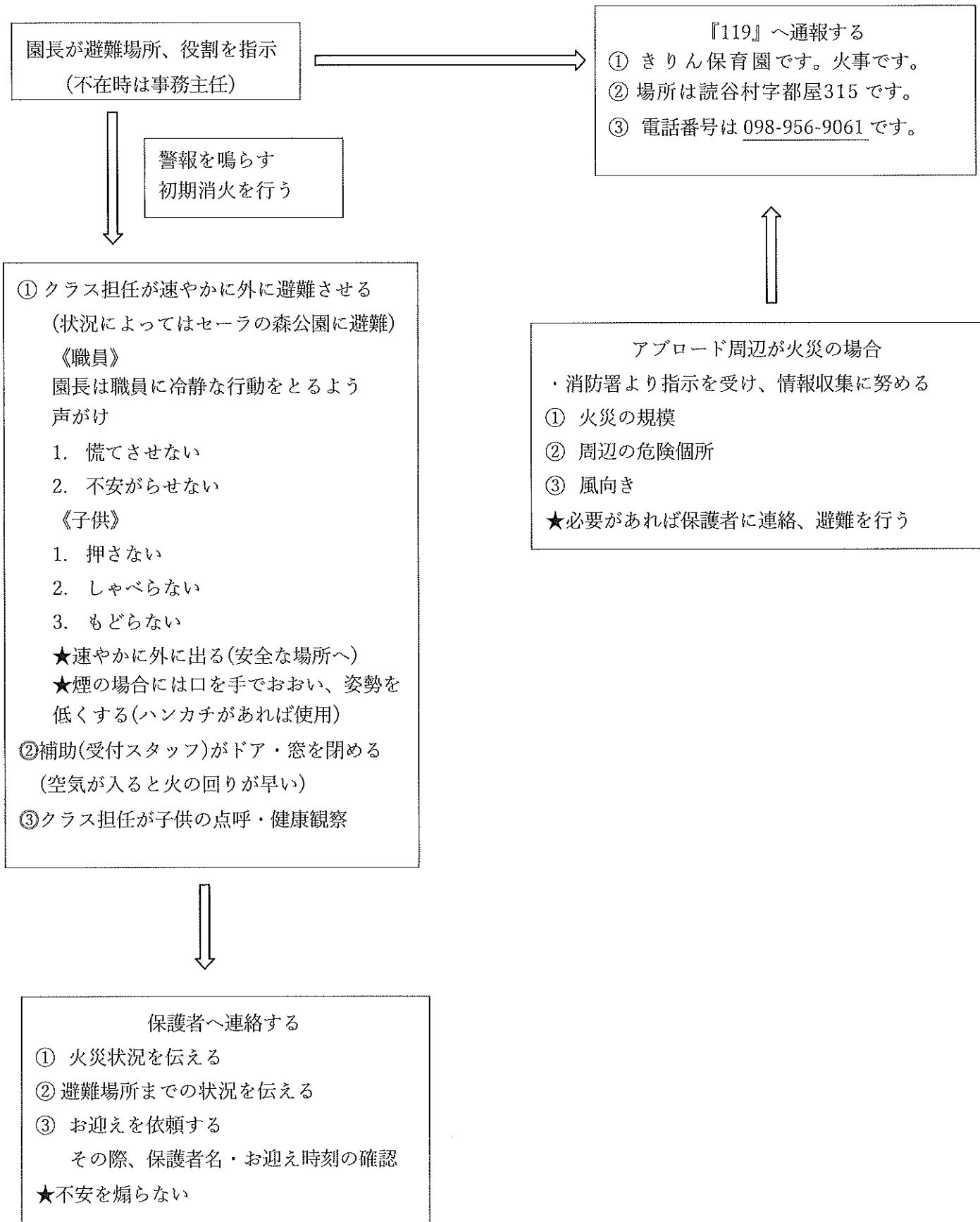
- ・保育士は、当該園児への応急処置、救命処置を行う者、他の園児の安全確保にあたる者、保育施設に連絡を行う者に分かれて対応する。
- ・応援を頼む。
- ・状況に応じて保育施設に戻る。
- ・保育施設で連絡を受けた者（園長、事務主任、主任保育士）は状況に応じて、119 番や 110 番に要請するとともに、怪我をした子どもの保護者への対応は十分に配慮して行う。
- ・事故報告書を作成する。
- ・速やかに園内会議を行い、事故前後の分析をし、全職員の意思統一を図る。

災害時マニュアル

きりん保育園

令和 5 年度作成

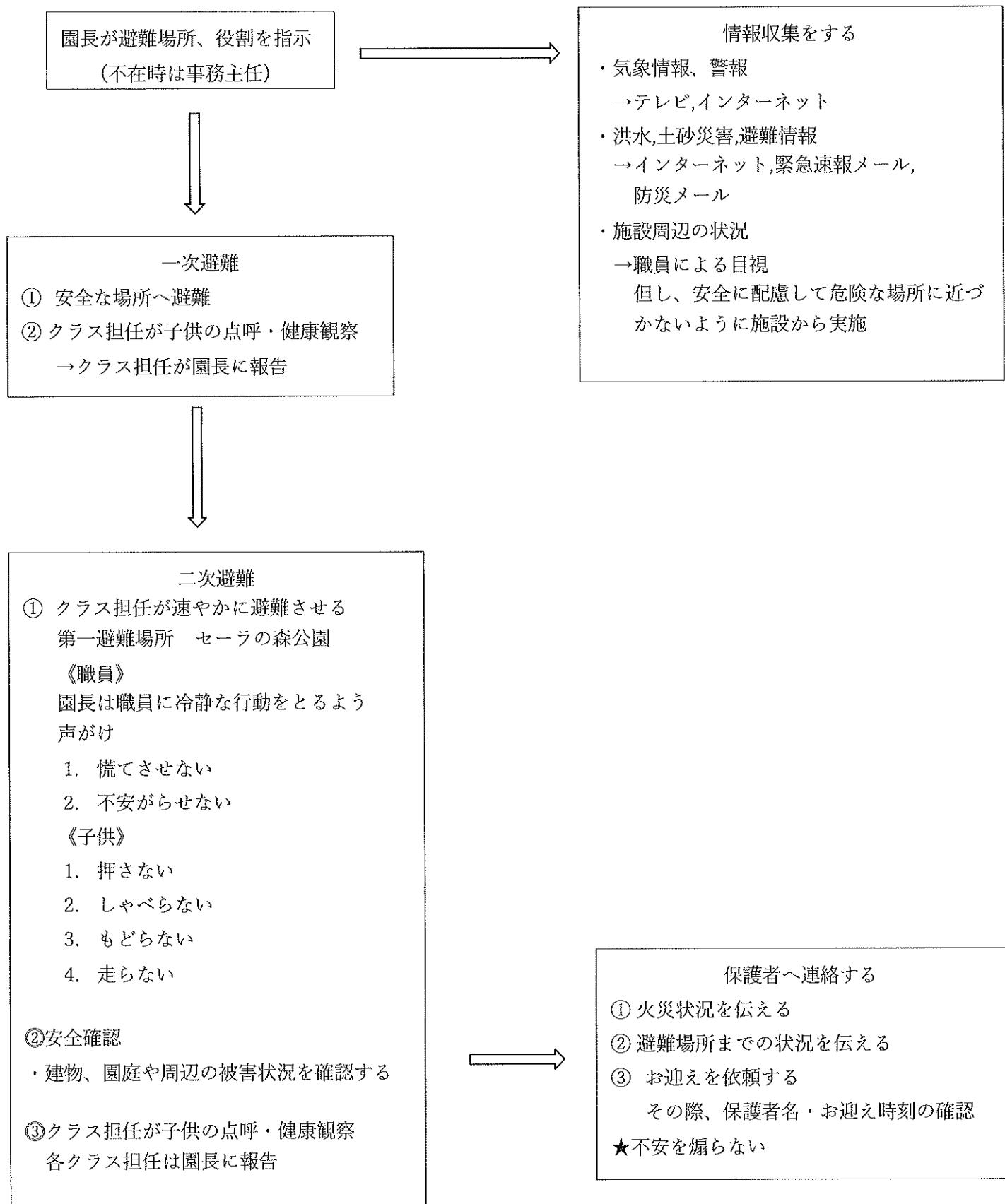
火災発生時



火災発生時の対応マニュアル

- ・火災発生時、責任者(園長)は避難場所を判断し、職員に指示を行うが、その際には職員がまず落ち着いて行動するよう伝える。
- ・警報を鳴らし、職員に火災の発生を伝え避難準備を行う。
- ・園長は初期消火を実行するが、危険が生じるような状態であれば、すぐに消火を止め避難する。
- ・避難誘導係(クラス担任)は決められた避難場所に子供達を誘導するが、他のスタッフにも落ち着いて速やかに行動をとるよう声をかける
- ・子供達は全ての行動を止め、保育士の話を聞き、怖がらせる事なく状況を伝え迅速に避難する
(できればハンカチ等で口を覆う)
- ・避難後は点呼と健康観察を行う
- ・保護者へ連絡し、お迎えの依頼と安全な経路を伝える
- ・役場に連絡し、その後の保育についても連絡を行う

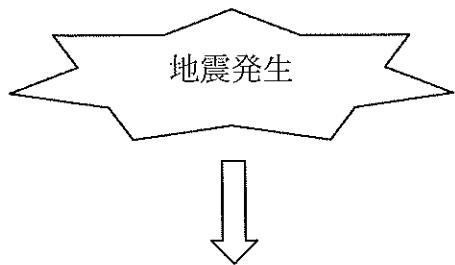
水害・台風時



水害・台風時の対応マニュアル

- ・水害・台風は氾濫のおそれがある河川や海、溝などが近くにないかを地域のハザードマップで確認する。
- ・水害や台風は短時間で変化していくので、テレビやインターネット等で常に最新の情報を確認しておく。
- ・園が被害にあった際には、翌日からの保育実施の有無を読谷村に確認する。
- ・被害状況により、保護者のお迎えが出来ない場合には、園児や職員の宿泊も予想されるので、食事の提供や寝る場所などの物品等も想定する。

地震発生時



① 身を守れる体制をとる

揺れを感じたら落下物のない安全な場所に集まり、身の安全の確保(慌てて外にでない)

② 揺れが収まったら、園長(不在時には事務主任)が職員に避難場所や役割を指示する。

③ 安全確認 児童の点呼と怪我人の有無確認

→必要に応じて救急要請

→規模が小さな地震の場合(情報・状況から被害や影響がないと判断された場合)には、通常保育を再開する

④ 建物の安全が確認できない場合、セーラの森公園へ避難を開始

⑤ 保護者へ連絡 ★不安を煽らない

- ・状況や避難場所を伝える

- ・お迎えを依頼する。その際、保護者名・お迎え時刻の確認

⑥ 園再開への計画

- ・児童家族の被災状況の把握(安否確認)

- ・職員の帰宅支援

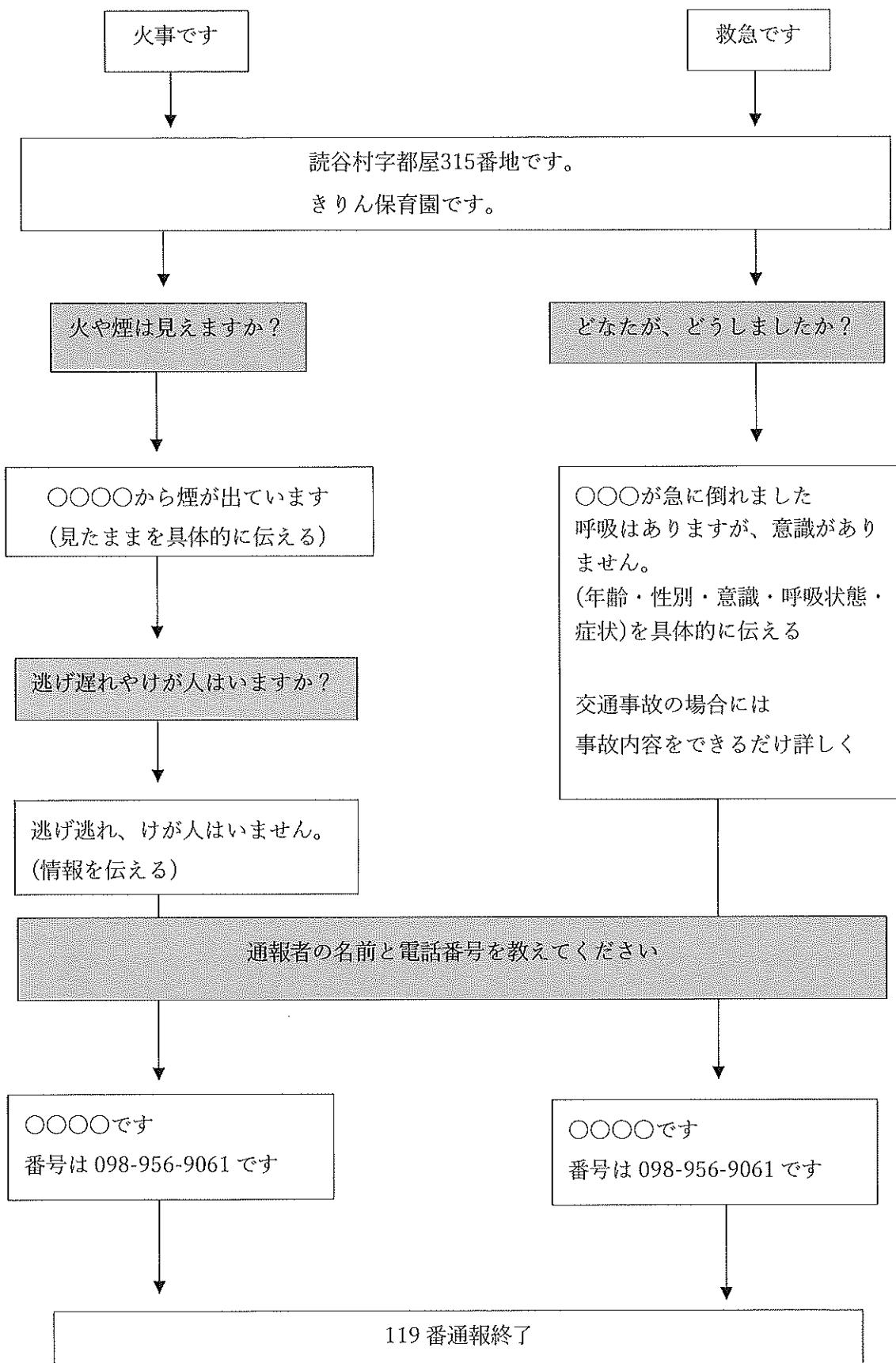
- ・園再開について行政への連絡

地震発生時の対応マニュアル

- ・避難は状況により一次避難(セーラの森公園)と二次避難(読谷村役場)の二段階とする。

- ・大規模地震の場合、ライフラインが被災し、園に大きな損害が無くても園が再開できないこともある。

119 番対応マニュアル
きりん保育園
令和 5 年度作成



救急対応時マニュアル

きりん保育園

令和 5 年度作成

目次

- 1 熱が出た時 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······
- 2 発疹・湿疹がでた時 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······
- 3 下痢・嘔吐・お腹痛いとき ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······
- 4 アレルギー反応が起こったとき ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······
- 5 出血・頭を打ったとき ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······
- 6 熱中症と思われるとき ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······
- 7 誤飲・誤食したとき ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······
- 8 けいれん・喘息 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······

熱が出た時

(1) 37.5 度以上の熱がでた際には、保護者に連絡し、お迎えをお願いする。

- ・子供の様子を確認しながら、体温調節を行う
- ・小まめに水分補給をさせる
- ・呼吸がおかしい等、子供の症状が悪化した場合には、保護者に連絡すると同時に、救急車に応援を頼んだり状況によっては病院に連れて行く

高熱から熱性けいれんを起こした場合の対応

- ・救急車を呼ぶと同時に保護者に連絡
- ・慌てて抱き上げたり、ゆすったり、頬をたたいたりしない
- ・熱性けいれんの薬を園で預かっている園児に関しては、薬を使用する
- ・痙攣の度合いによっては、子供の周りの安全を確保し、時間と様子を記録する
- ・痙攣の際には、嘔吐する可能性があるので横向きに寝かせる

発疹・湿疹がでた時

- ・発疹がでたのを発見した場合、どんな発疹か、痒がっているか、痛がるか等を確認する
- ・保護者に連絡し、場合によってはお迎えに来てもらう
- ・事前に薬や塗り薬を預かっている園児に関しては、こちらで処置し、保護者にも連絡する
- ・発疹が広がる、発熱を伴う、呼吸がおかしい、痒みが強い等の症状がでた場合、保護者に確認後、必要に応じて医療機関に連れて行く。

下痢・嘔吐・お腹痛いとき

下痢

- ・園児が下痢をした際、においや状態、体温確認後、保護者に連絡する
- ・小まめに水分補給をさせる

嘔吐

- ・急に吐いたのか、咳き込んで吐いたのか、吐いたものはどんなものか確認する
- ・熱、お腹の張り、機嫌、下痢等の症状を確認後、保護者に連絡してお迎えにきてもらう
- ・吐いたものが気管に入らないよう、横向きに寝かせる

お腹が痛い時

- ・発熱、吐き気、下痢等の症状はないかよく確認
- ・お腹の張りはないか腹部を全体的に触って確認
- ・トイレに行くよう声掛けをする

アレルギー反応が起こったとき

★アレルギー症状が見られたら 5分以内に判断

- ・園児から離れず状態を観察し、助けを呼ぶ
- ・症状の観察と状況の把握を行い、エピペンの使用や事前に薬を預かっている児童に関しては、薬の使用、119番通報をすると同時に保護者にも連絡する

園児アレルギー把握までの流れ

- ・入園面接時や採用時に、食物アレルギーにより園等で特別な配慮や管理が必要な場合、保護者から申し出もらう。
- ・在園中、新規に発症した場合も同様に対応する。
- ・アレルギー表を作成し、各クラスに掲示する
- ・保護者との協議を通じて、1年に2回以上、子どものアレルギーの状態についてのアンケートの再提出等を行い、変更や追加等があれば、アレルギー表を変更する。
- ・対応内容に変更が生じた場合は、口頭ではなく、必ず文書を用いて保護者と確認を行う。
- ・園等での生活における配慮や管理（環境や行動、服薬等の管理等）や食事の具体的な対応について、保護者と園長、担任と協議して対応を決める。
- ・内服薬やエピペンを預かる場合には、緊急時個別対応票を作成する。
- ・対応内容の確認とともに、情報共有の同意について確認する。

出血・頭を打ったとき

出血時

- ・清潔なパッドやハンカチで傷を強く圧迫して止血する。
受傷部位を心臓より高い位置にあげる
- ・受傷部位を心臓より高くあげたまま、子どもを水平に寝かせる。傷の圧迫を10分間続ける
- ・清潔な傷パッドなどで傷をおおい、包帯で固定する。
- ・止血できたら傷のある部位を持ち上げて包帯などで固定する。
- ・出血時、必ず保護者に報告後、場合によっては病院へ搬送する

頭を打ったとき

1. 静かなところに寝かせる
2. 意識はあるか、呼吸、脈拍はしっかりとしているか観察する
3. 意識がなく、ショックの状態であれば、すぐに救急車を要請し、保護者に連絡
4. 事故の情報を集める
 - 落ちた高さ□打った強さ□落ちた地面の硬さ□頭のどこを打ったか
5. 出血がある場合はガーゼを当てて強く圧迫する。止血したらガーゼの上から強く包帯を巻いて病院に搬送する。
6. 食べ物を与えず、静かに30分間以上寝かせる。
7. 頭を打った後は48時間子どもの様子を観察して、以下の症状がある時には医療機関を受診する必要があることを保護者に伝える。
 - 頭痛が強くなる□くりかえし吐く□うとうとしている□歩けない□ひきつけた

熱中症と思われるとき

- ・めまいや大量の発汗がみられる場合には熱中症を疑い、頭痛や吐き気、全身状態がいい場合には水分補給をさせて、様子を見る
 - 風通しの良い場所や涼しい場所へ避難させる
 - 発熱があれば、氷や冷却シート等を使用し、体を冷やす
 - 大量の発汗があれば、子供用のイオン飲料を与える
- ・異常な高体温、倒れて意識がない、自力で水分補給ができない、痙攣を起こしている場合には、救急車を呼ぶと同時に保護者にも連絡する

誤飲・誤食したとき

1. 自分の咳ではき出すように励ます。
2. 咳が無効な時はこどもを前屈みにして、5回肩胛骨の中間を強く叩く
3. 口腔内を調べる。口腔内に見える閉塞物を取りのぞく。閉塞物が排出できない時は救急車を要請して、胸骨圧迫を始める。
4. 2の背中を叩くのが無効の場合は胸骨圧迫を行う。握りこぶしを胸骨下部にあてて、もう一方の手でこぶしをつかむ。3秒間隔で最大5回まで急速に胸腔内方に圧迫する。口腔内を調べて取り除く。
5. 4の胸骨圧迫が無効の場合は腹部圧迫を行う。握りこぶしを肋骨弓下の中央におき、もう一方の手でこぶしをつかむ。5回上方に圧迫する。
6. 腹部圧迫が無効な場合は、救急車がくるまで2～5までのステップをくり返し行う

けいれん・喘息

喘息

・ゼーゼーと息が苦しい、咳が止まらない状態を確認した場合には、保護者に連絡しお迎えにきてもらう。場合によっては救急車を要請する。

けいれん

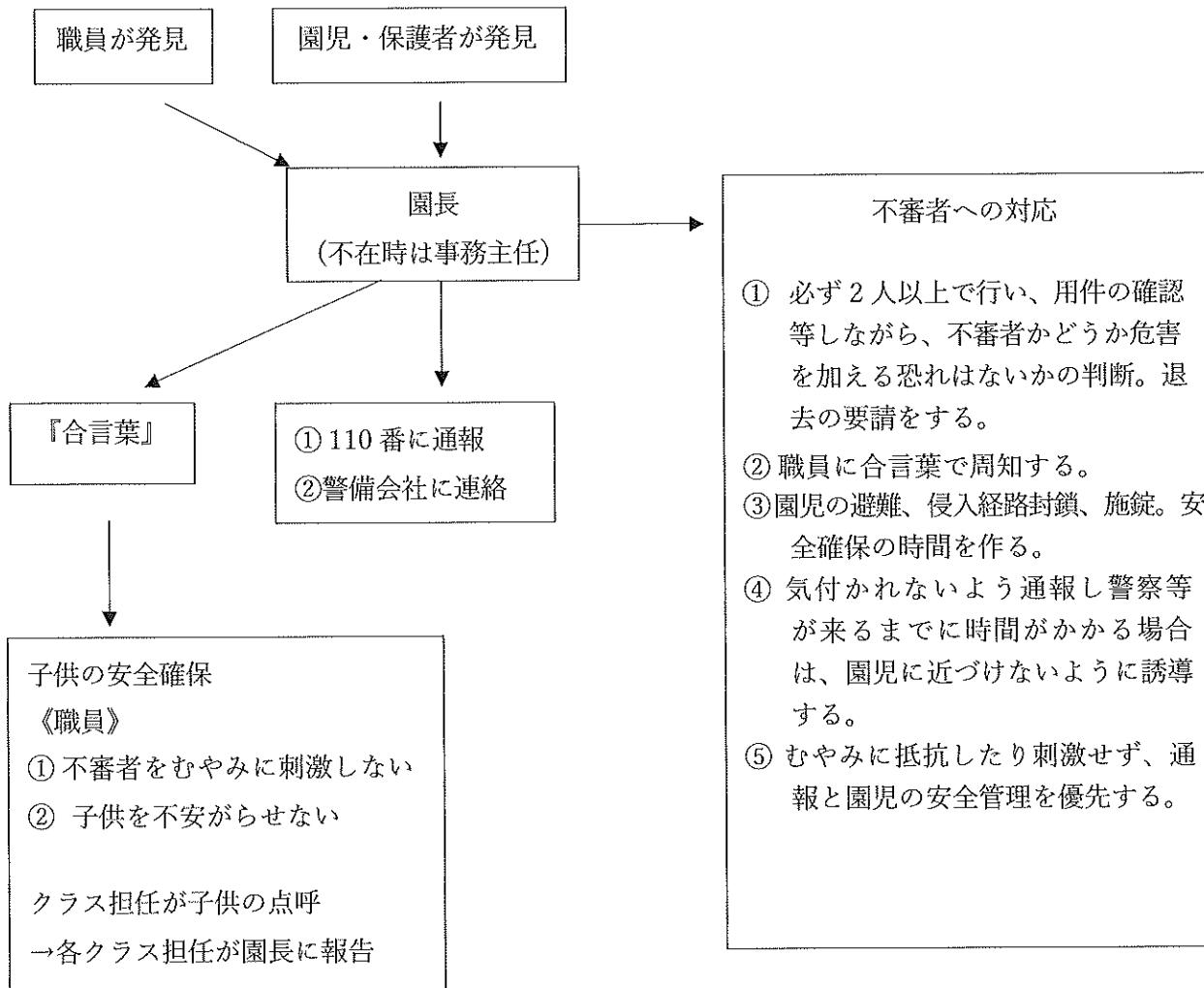
- ・直ちに周囲に知らせて応援を呼び、広いスペースで、床に直接寝かせます。
- ・衣服を緩め（首周りはとくに）、吐物で誤嚥しないように、顔が横を向くように体全体を横に向ける。
- ・気道が確保できるように頭を後ろに少しそらす。この状態で観察を行い、救急車を呼ぶ。
- ・以下の行為は危険なので行わない
 - × 口の中に指を入れる
 - × 口の中にタオルを入れる
 - × 体を強く抑える
 - × 体を強く揺さぶる

不審者対応マニュアル

きりん保育園

令和 5 年度作成

不審者発生時



悪意のある不審者かどうか判断できない場合

- できるだけ1人での対応は避ける
- 相手を刺激しないように対応する(言動に注意)
- 事務室での対応が必要な場合には、速やかに案内して対応を行い、案内の途中の様子や事務室での様子により判断する
- それでも判断が難しい場合には、警察や警備の通報を考える
- 判断によっては安全確保の為の園内放送を行う

事後の安全管理

- 保護者への連絡
- 登園降園時の安全指導
- 防犯体制の再確認
- 職員会議の実施

園外活動時の不審者への対応

- 外出時には携帯電話を持つ
- 職員は子供たちを集め、子供の安全を確保し、人数を確認する
- 状況を判断し、子供を避難させることを優先する
- 必要により、周囲に応援を求め110番通報をする

不審者発生時の対応マニュアル

- ・緊急時に園児に動搖を与えることなく情報伝達が図れるよう園内で周知できる合言葉を決めておき、活用できるようにする。
- ・不審者が発生した場合には、110番通報するということを職員に周知しておく。
- ・防犯に係る設備（門扉、非常口、鍵、警報装置等）の定期的な点検を行う。
- ・園児や職員に対する安全管理指導を行う。
- ・不審者対応訓練を計画・実施する。
- ・防犯対策マニュアルの定期的な見直し及び改善を行う。
- ・万一の場合の避難経路や避難場所、及び家族や関係機関の連絡先・連絡方法をあらかじめ定めておく。